

第 27 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月24日（木曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート5階 『アリエス』

議 案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）3名選任の
件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3
名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取
締役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

株式会社トライイズ

ご来場自粛のお願い
新型コロナウイルス感染防止の観点から、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、**株主総会当日のご来場はお控えいただきませう**ようお願い申し上げます。また、昨年より株主総会におけるお土産の配布は取りやめております。ご理解の程よろしくようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2022年3月23日（水曜日）午後5時まで



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4840/>



目 次

第27回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
インターネットによる議決権行使のご案内 （提供書面）	4
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告	31
株主総会参考書類	37

証券コード：4840

2022年3月3日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
株式会社トライアイズ
代表取締役社長 池田 有希子

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月23日（水曜日）の午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁の<インターネットによる議決権行使のご案内>をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ガーデンコート5階 『アリエス』
3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.triis.co.jp/stock/soukai/teiji27.html>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.triis.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

【お知らせ】

第27回定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<https://www.triis.co.jp/>）に掲載いたしますのでご参照願います。

インターネットによる議決権行使のご案内

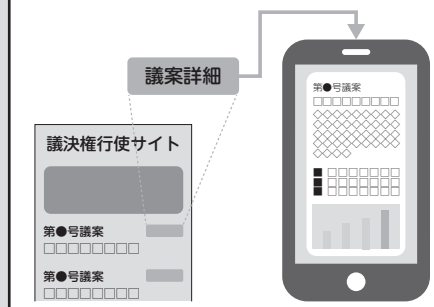
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

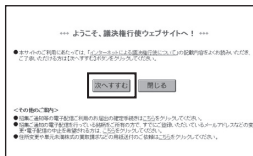
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響が継続し、景気が悪化している状況にあります。数度に亘る緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されて外出、イベント・セレモニーの自粛、渡航制限、休業要請が継続していることに伴い、個人消費も低迷しています。また、現在ワクチン接種は進んでいるものの、オミクロン株感染者の拡大などにより、不透明かつ厳しい経営環境が継続している状況です。

そのような経済環境のなか、トライアイズグループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo.1となり光る企業グループを目指すという方針のもと「イノベーションによるコスト優位の確立」を最重要目標とし、売上が減少しても黒字化できる体質づくりを続け、連結グループで営業利益、経常利益及び最終利益いずれも黒字化することを目標としています。

当連結会計年度は建設コンサルタント事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により工期延長した案件を確実に取り込めたものの、ファッションブランド事業及び投資事業において売上高が前期より減少したことを受け、売上高は1,004百万円（前期比0.0%増）と前期並みとなりました。しかし、建設コンサルタント事業の完成案件が工期延長の影響を受け採算性が悪化したこと、ファッションブランド事業における工場稼働低下に伴う原価率上昇及び投資事業における物件修繕費用や固定費の増加を受け、各事業における原価率は前期を上回る結果となりました。そして、販売費及び一般管理費も423百万円（前期比0.1%増）とほぼ前期並みの水準となりました。この結果、当連結会計年度は150百万円の営業損失（前期は98百万円の営業利益）となりました。

営業外収益については、受取利息4百万円及び為替差益5百万円等を計上した結果、18百万円となりました。営業外費用は、主として借入金に係る利息88百万円を計上したことにより90百万円となりました。この結果、222百万円の経常損失（前期は35百万円の経常利益）となりました。

特別利益については、主として受取保険金92百万円を特別利益に計上したことにより93百万円となりました。特別損失については、投資事業において発生した延滞債権全額について貸倒引当金45百万円を設定したことを受け、47百万円となりました。この結果、税金等調整前当期純損失は176百万円（前期は72百万円の税金等調整前当期純利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は224百万円（前期は2百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）と前期と異なり、最終的には赤字へ転じました。当連結会計年度におけるセグメント別の取り組みと業績につきましては、次のとおりであります。

建設コンサルタント事業

建設コンサルタント事業においては、従来型ダム関連業務、河川防災・減災対策業務及び海岸保全業務を中心に受注しました。これまでの防災・減災対策関連業務やダム、河川構造物、海岸・港湾分野の維持管理を中心とした継続性の高い業務のほか、民間事業の受注拡大に取り組み、受注シェアの拡大を図っていきます。また、受注へ対応するため人員体制の整備・不採算となっている拠点の整理等、生産性を向上させる施策の実行により、収益の改善を図ります。

当連結会計年度は、受注高が当初の想定どおり推移したほか、前期において新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け工期が延長となった大型案件を取り込めたため、売上高は611百万円（前期比15.7%増）と前期と比較して増加する結果となりました。しかし、完成案件の長期化に伴い採算性が悪化し、原価率は前期を上回る結果となりました。販管費については継続して取り組んでいる固定費の削減の効果により前期を下回る結果となりましたものの、粗利の減少を賄うには至らず、当連結会計年度は41百万円の営業損失（前期は47百万円の営業損失）となりました。

ファッションブランド事業

ファッションブランド事業においては、前述のとおり新型コロナウイルス感染症拡大による外出、イベント及びセレモニーの自粛の影響を特に強く受けたことから、前期よりも厳しい経営環境となりました。そのような環境のもと、ロイヤルティビジネスによる安定的な収益の確保及び収益拡大のため、ブランドCLATHASについては、販路の新規開拓を継続しております。また、連結子会社の拓莉司国際有限公司も引続きブランド認知に努め、ライセンス事業の強化を図ってまいります。

濱野皮革工藝(株)の製品は、軽井沢工場の所在地である長野県御代田町におけるふるさと納税の返戻品として認定され、継続的に高い評価を受け、雑誌・テレビ等各種のメディアにおいても取り上げられております。これまでの伝統と技術を継承しながら、同社製品のブランド価値を向上させるための施策に引続き取り組んでまいります。

当連結会計年度の売上高は、年初からの緊急事態宣言の発出による外出自粛及びセレモニーの中止の影響により当社主力製品の需要が当初の想定よりも減少したこともあり、売上高は249百万円（前期比9.4%減）と、前期より減少する結果となりました。また、前期より売上減少に伴い軽井沢工場の生産調整を行い生産高が前期より減少したことに伴い、原価率は前期より増加する結果となりました。

また、ECサイトの売上向上のため、ネット広告への投資を積極的に行った結果、販売管理費は前期よりも増加しました。この結果、147百万円の営業損失（前期は48百万円の営業損失）となりました。

投資事業

投資事業においては、米国の子会社TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.において、住居用物件と工業用物件の賃貸を継続しております。各物件の稼働は堅調に推移しており、今後はより収益性の高い物件の取得及び物件の入替を促進し、収益の拡大を図ってまいります。

当連結会計年度においては、主力テナントの賃料延滞が発生したことにより、売上高は143百万円（前期比28.4%減）と売上高は大幅に減少いたしました。また、投資物件の修繕・改良を続けて行ったことにより売上原価が増加いたしました。販売費及び一般管理費については、渡航制限により出張経費が減少したものの、売上高の減少を賄うには至らず、当連結会計年度は6百万円の営業損失（前期は134百万円の営業利益）と前期と異なり損失計上という結果となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資額は768百万円であります。設備投資額のうち、767百万円は投資事業における収益物件、その他は各社の什器備品であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において新規の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項目	第24期 (2018年12月期)	第25期 (2019年12月期)	第26期 (2020年12月期)	第27期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高	千円 1,512,338	千円 1,715,190	千円 1,004,281	千円 1,004,730
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	千円 △131,079	千円 125,124	千円 2,573	千円 △224,980
1株当たり 当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	円 △15.74	円 15.79	円 0.35	円 △30.35
総資産	千円 7,448,163	千円 6,861,102	千円 6,501,917	千円 6,421,925
純資産	千円 4,858,846	千円 4,431,967	千円 4,230,127	千円 4,153,258
1株当たり 純資産額	円 573.24	円 577.02	円 547.30	円 524.16

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
TRIIS INTERNATIONAL A M E R I C A I N C .	2,323万米ドル	100.00	投資事業
C L A T H A S L L C	1,000米ドル	100.00	投資事業
K I P L L C	1,000米ドル	100.00	投資事業
拓莉司国際有限公司	35百万台湾ドル	100.00	ファッションブランド事業
(株) トライアイズ ビジネスサービス	50百万円	100.00	シェアードサービス事業
濱野皮革工藝(株)	100百万円	100.00	ファッションブランド事業
(株) クレアリア	100百万円	100.00	建設コンサルタント事業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
TRIIS INTERNATIONAL A M E R I C A I N C .	ハワイ州ホノルル市	2,581	8,253
濱野皮革工藝(株)	東京都千代田区紀尾井町4番1号	1,670	
(株)クレアリア	東京都千代田区紀尾井町4番1号	2,513	

(4) 対処すべき課題

当社グループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo.1となって光る企業グループを目指しております。そして当社グループの経営理念・企業理念を全うすることで社会貢献のできる企業グループになり、厳しい経営環境下にあっても着実に業績を伸ばし企業価値を向上させたいと考えております。そのためには以下の課題に対処していく所存です。

① イノベーションによるコスト優位の確立

当社グループは、事業セグメントを問わず、イノベーションによるコスト優位の確立を目指してまいりましたが、ほぼ終了したと考えております。今後はさらに一步進めて、生産性の向上に注力する体制づくりを強化してまいります。成果を増やすために安易な資源投資、単なるコスト削減といった誤った認識ではなく、付加価値を上げる方法を考えてまいります。

② 人材の評価・育成及び確保

当社グループの事業を推進していくうえで必要な専門知識と豊富な経験を持った優秀な人材の確保は当然のことと認識しております。生産性を上げる体制を築くことで、必然的に人材の成長が可能と考えます。生産性の伸びを評価する組織を目指し、労働の質を意識した環境を作り、関わる人材のモチベーションを高め、目的意識を保てるように努めてまいります。

③ 新規事業ポートフォリオの取得

当社の事業は、持株会社として事業ポートフォリオの子会社群を経営・統括することです。既存3事業ポートフォリオの業績を向上させるのは勿論ですが、景気変動の影響を受けない企業グループになる必要があると考えております。したがって、既存事業の再構築と同時に新規事業ポートフォリオの取得が重要な戦略となります。事業実態があり、レバレッジが高くなく、既存事業とは異業種の事業を中心に探してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2021年12月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（㈱トライアイズ）、子会社7社（TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、CLATHAS LLC、KIP LLC、拓莉司国際有限公司、㈱トライアイズビジネスサービス、濱野皮革工藝㈱、㈱クレアリア）で構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と主要関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

① **建設コンサルタント事業**

主要な事業は、社会資本整備、特にダム・河川・海岸などの水関連分野における事業者である国・地方公共団体・公団などに対する企画・調査・分析・試験・計画・施工管理等事業執行を支援することです。子会社である㈱クレアリアが本事業にあたっております。

なお、㈱クレアリアは、高速画像配信ソフトであるZOOMA、情報漏洩防止ソフトであるOmniTrustの商品群を擁するITソリューション事業も行っております。

② **ファッションブランド事業**

主要な事業は、婦人服、ハンドバッグをはじめとする革製品などの企画・製造・卸売・インターネット販売です。子会社である濱野皮革工藝㈱が本事業にあたっております。また同事業における主要なライセンス事業については、㈱トライアイズ、そして、戦略的海外拠点である拓莉司国際有限公司が実施しております。

③ **投資事業**

主要な事業は、米国内での不動産・証券投資です。子会社であるTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.が行っております。レント・インカムを中心とするインカムゲインを獲得し、長期的には外国為替利益を含むキャピタルゲインを目指し運用しております。

④ **シェアードサービス事業**

当社グループの管理部門業務（総務・人事・経理・情報システム）を子会社である㈱トライアイズビジネスサービスが統括しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

㈱ ト ラ イ ア イ ズ	本 社：東京都千代田区
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	本 社：米国ハワイ州
拓 莉 司 国 際 有 限 公 司	本 社：台湾台北市
㈱ ト ラ イ ア イ ズ ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	本 社：東京都千代田区
濱 野 皮 革 工 藝 ㈱	本 社：東京都千代田区 工 場：長野県北佐久郡
㈱ フ レ ア リ ア	本 社：東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
建 設 コ ン サ ル タ ン ト 事 業	5 (2) 名	△9 (△2) 名
フ ァ ッ シ ョ ン ブ ラ ン ド 事 業	18 (1)	△3 (△1)
投 資 事 業	1 (-)	- (-)
全 社 (共 通)	4 (-)	△1 (-)
合 計	28 (3)	△13 (△3)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4 (-) 名	1 (-) 名	39歳	9.8年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数には、当社から社外への出向者1名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
First Hawaiian Bank	17,894千米ドル (2,034,100千円)

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 47,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,300,000株 |
| ③ 株主数 | 15,345名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
池 田 有 希 子	904,500株	11.67%
チャレンジ2号投資事業組合	299,400	3.86
竹 林 義 則	252,800	3.26
サンシャインH号投資事業組合	228,000	2.94
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	213,860	2.76
清 水 豊 晴	111,000	1.43
小 出 美 紀	99,300	1.28
永 井 正 二	91,300	1.17
長 谷 川 聡	90,300	1.16
上 嶋 悦 男	87,100	1.12

- (注) 1. 当社は、自己株式を555,948株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年12月31日現在）

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	
							取締役(監査等委員を除く)	取締役(監査等委員)
2011年4月15日の取締役会(第1回株式報酬型新株予約権)	130個	普通株式 13,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2011年5月18日 至2041年5月17日	(注)1.	130個 (1名)	0個
2012年4月16日の取締役会(第2回株式報酬型新株予約権)	330個	普通株式 33,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2012年5月21日 至2042年5月16日	(注)1.	330個 (1名)	0個
2013年4月15日の取締役会(第3回株式報酬型新株予約権)	350個	普通株式 35,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2013年5月16日 至2043年5月15日	(注)1.	350個 (1名)	0個
2014年4月15日の取締役会(第4回株式報酬型新株予約権)	800個	普通株式 80,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2014年5月17日 至2044年5月16日	(注)1.	780個 (2名)	20個 (1名) (注)2.
2015年4月15日の取締役会(第5回株式報酬型新株予約権)	310個	普通株式 31,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2015年5月18日 至2045年5月15日	(注)1.	300個 (1名)	10個 (1名) (注)2.
2016年4月15日の取締役会(第6回株式報酬型新株予約権)	130個	普通株式 13,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2016年5月17日 至2046年5月16日	(注)1.	100個 (1名)	30個 (2名) (注)2.
2017年4月17日の取締役会(第7回株式報酬型新株予約権)	160個	普通株式 16,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2017年5月16日 至2047年5月15日	(注)1.	150個 (1名)	10個 (1名)
2018年4月16日の取締役会(第8回株式報酬型新株予約権)	460個	普通株式 46,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2018年5月17日 至2048年5月16日	(注)1.	450個 (1名)	10個 (1名)
2019年4月15日の取締役会(第9回株式報酬型新株予約権)	130個	普通株式 13,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2019年5月17日 至2049年5月16日	(注)1.	120個 (1名)	10個 (1名)
2019年4月15日の取締役会(第10回株式報酬型新株予約権)	100個	普通株式 10,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2019年5月17日 至2049年5月16日	(注)1.	100個 (1名)	0個

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	
							取締役(監査等委員を除く)	取締役(監査等委員)
2020年4月15日の取締役会(第11回株式報酬型新株予約権)	350個	普通株式 35,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2020年5月19日 至2050年5月18日	(注)1.	350個 (2名)	0個
2021年4月15日の取締役会(第12回株式報酬型新株予約権)	250個	普通株式 25,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2021年5月19日 至2051年5月18日	(注)1.	250個 (2名)	0個

(注) 1. (i) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使する。

(ii) 新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り本新株予約権を行使できる。

(iii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間以内に限り本新株予約権を行使できる。

2. 取締役(監査等委員)保有分のうち、1名の者については新株予約権発行時に当社監査役の地位にあった時に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田有希子	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓莉司国際有限公司代表取締役社長
取締役	小出美紀	(株)トライアイズビジネスサービス代表取締役社長 濱野皮革工藝(株)代表取締役 (株)クリアリア代表取締役社長
取締役(監査等委員)	高井章吾	藤林法律事務所パートナー
取締役(監査等委員)	西村利行	
取締役(監査等委員)	櫻井康史	晴海パートナーズ法律事務所パートナー 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構理事

(注) 1. 取締役(監査等委員)高井章吾氏、西村利行氏及び櫻井康史氏は社外取締役であります。

2. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 当社は、取締役(監査等委員)高井章吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 代表取締役社長池田均氏は、2021年9月27日逝去により退任いたしました。これに伴い、2021年10月1日付で池田有希子氏が代表取締役副社長から代表取締役社長に就任いたしました。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等内容にかかわる決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮し、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 役員賞与ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益（連結）の予算に対する達成度合いに応じて算出して毎年12月に支給します。ただし、最終的に当期純損失となることが明らかな場合には役員賞与は支給しません。

非金銭報酬は、株主の皆様との価値共有、並びに中長期的な企業価値向上及び株価上昇に対するインセンティブの付与の観点から、ストックオプションを交付します。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行います。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、当期純利益（連結）を100%達成した場合、基本報酬：役員賞与：ストックオプションの比率はおよそ70前後：15前後：15前後となります。

また、当期純利益（連結）が当初の予測を超えた場合、役員賞与を増額することになるため、役員賞与の比率が相対的に増加することとなります（凡そ40%）。役員報酬の相対的比率の増加を受け、基本報酬及びストックオプションの相対的比率は低下します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。なお、ストックオプションは取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	3名	79百万円
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	3名	7百万円
合 計	6名	86百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は3名です。
- さらに別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は3名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役は3名です。また別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役は3名です。
4. 上記の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額9百万円（取締役3名）が含まれております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
 - イ. 取締役（監査等委員）高井章吾氏は、藤林法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と、藤林法律事務所との間には特別の関係はありません。
 - ロ. 取締役（監査等委員）櫻井康史氏は、晴海パートナーズ法律事務所のパートナー及び一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構の理事を兼務しております。当社と、晴海パートナーズ法律事務所及び一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構との間には特別の関係はありません。
2. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 高井章吾	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 西村利行	事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会において金融機関に長年携わった豊富な経験と幅広い知識から適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っており、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 櫻井康史	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回、監査等委員会9回のうち8回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 山野井 俊明（城南公認会計士共同事務所）
山 川 貴生（城南公認会計士共同事務所）
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人山野井俊明（城南公認会計士共同事務所）及び山川貴生（城南公認会計士共同事務所）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は20百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。総務部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視、関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の要否を社長に報告し、その内容を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当取締役及び担当執行役員は、各部門別に業績検討会議を開催し、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を報告させ、当該事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し、リスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応に努めるとともに、このうち重要な事項については、代表取締役、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程する。経営会議は、係る事項についての対策を審議・決定するとともに、全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。

総務部門は、各部門のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役に報告する。

新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を求め、当該リスクに対応する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。

また、各部門の責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。

(ロ) グループ会社すべてに適用されるリスク管理に係る規定を整備し、子会社においても当社と同様の損失の危険の管理に関する体制を整える。

(ハ) 子会社の取締役を当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。

(ニ) 取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、監査等委員会の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査等委員会は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき組織として、総務部門がこれを担当する。監査等委員会がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ、合理的な範囲で、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。

なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するとともに、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員会へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規定を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、総務部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査等委員会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。
取締役会は、監査等委員会の求めがあった場合、監査等委員会がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。
- ⑪ 反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備体制
当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則って対応する。社会的正義を実践するために社内ルールを定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。
反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努める。社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対応できる体制を整備する。
- ⑫ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他重要会議に出席する機会を確保する。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加する。
取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性と、当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性を確保するものとする。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事する。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行に当たって要請があった場合は、必要な支援を行う。

③ 財務報告の信頼性を確保するための体制

グループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要なる是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を10回開催し、月次決算、適時開示書類、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）及びその他の重要な情報は、「取締役会規程」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規程」に即して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。

④ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、経営企画部が各子会社を管理指導しております。年4回開催するグループ連絡会を通じてグループ会社の業務進捗状況や業務運営上の課題等を把握し、業務運営の効率性を確保しております。また、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

⑤ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、監査等委員会を9回開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,152,287	流 動 負 債	210,152
現金及び預金	848,323	支払手形及び買掛金	9,947
受取手形及び売掛金	42,094	1年内返済予定の長期借入金	38,422
商品及び製品	107,510	未払法人税等	19,298
仕掛品	46,521	返品調整引当金	494
原材料及び貯蔵品	25,330	前受金	84,048
その他	82,506	その他	57,940
固 定 資 産	5,269,638	固 定 負 債	2,058,513
有 形 固 定 資 産	5,012,030	長期借入金	1,995,678
建物及び構築物	1,833,781	資産除去債務	22,835
土地	3,154,599	その他	40,000
その他	23,650	負 債 合 計	2,268,666
無 形 固 定 資 産	9,126	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,856	株 主 資 本	3,984,798
その他	7,270	資本金	5,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	248,481	資本剰余金	589,751
投資有価証券	83,618	利益剰余金	△1,379,774
繰延税金資産	7,715	自己株式	△225,178
その他	217,779	その他の包括利益累計額	74,357
貸倒引当金	△60,631	為替換算調整勘定	74,357
資 産 合 計	6,421,925	新 株 予 約 権	94,102
		純 資 産 合 計	4,153,258
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,421,925

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	1,004,730
売上原価	731,767
販売費及び一般管理費	272,963
営業外損収	423,441
営業外収	△150,478
受取替当金の除斥	4,976
未払配当金の除斥	5,124
営業外費用	3,905
支払配当金の除斥	4,524
経常損	18,531
特別損	88,223
受取保証戻入	2,287
新株予約権戻入	90,511
特別損	△222,457
貸倒引当金の繰入	92,407
減損	933
税金等調整前当期純損失	45,296
法人税、住民税及び事業税	2,169
法人税等調整額	47,465
当期純損失	△176,583
親会社株主に帰属する当期純損失	34,377
	14,019
	48,397
	△224,980
	△224,980

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,000,000	632,572	△1,065,924	△362,293	4,204,354
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△88,869		△88,869
親会社株主に帰属する 当期純損失			△224,980		△224,980
自己株式の取得				△775	△775
自己株式の処分		△42,821		137,890	95,069
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△42,821	△313,849	137,115	△219,556
当 期 末 残 高	5,000,000	589,751	△1,379,774	△225,178	3,984,798

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△151,162	△151,162	176,935	4,230,127
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△88,869
親会社株主に帰属する 当期純損失				△224,980
自己株式の取得				△775
自己株式の処分				95,069
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	225,520	225,520	△82,832	142,687
当期変動額合計	225,520	225,520	△82,832	△76,868
当 期 末 残 高	74,357	74,357	94,102	4,153,258

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	418,633	流 動 負 債	262,342
現金及び預金	267,335	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	145,000
売掛金	111,282	未払金	14,593
前払費用	5,177	未払費用	64,018
その他	34,837	未払法人税等	8,991
固 定 資 産	7,834,510	預り金	1,969
有 形 固 定 資 産	865,424	その他	27,770
建物	250,610	固 定 負 債	1,427,560
工具器具及び備品	2,099	関係会社長期借入金	1,375,000
土地	612,715	長期未払金	40,000
無 形 固 定 資 産	5,948	資産除去債務	12,560
商標権	5,948	負 債 合 計	1,689,902
投 資 そ の 他 の 資 産	6,963,137	純 資 産 の 部	
投資有価証券	0	株 主 資 本	6,469,138
関係会社株式	6,845,158	資本金	5,000,000
繰延税金資産	1,005	資本剰余金	589,751
破産更生債権等	10,820	資本準備金	12,002
その他	116,973	その他資本剰余金	577,748
貸倒引当金	△10,820	利益剰余金	1,104,566
資 産 合 計	8,253,144	利益準備金	99,200
		その他利益剰余金	1,005,365
		繰越利益剰余金	1,005,365
		自己株式	△225,178
		新 株 予 約 権	94,102
		純 資 産 合 計	6,563,241
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,253,144

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	410,208
売上総利益	410,208
一般管理費	260,424
営業利益	149,783
営業外収益	
受取利息	332
有価証券利息	1,016
為替差益	6,655
未払配当金除斥益	3,905
不動産賃貸料	25,680
その他	2,159
	39,748
営業外費用	
支払利息	23,920
不動産賃貸原価	2,536
その他	443
	26,900
経常利益	162,631
特別利益	
受取保険金	92,407
新株予約権戻入益	933
税引前当期純利益	255,971
法人所得税等	24,070
法人税等調整額	992
当期純利益	230,909

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	5,000,000	12,002	620,569	632,572	90,313	872,212	962,526
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△88,869	△88,869
利益準備金の積立					8,886	△8,886	—
当 期 純 利 益						230,909	230,909
自己株式の取得							
自己株式の処分			△42,821	△42,821			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△42,821	△42,821	8,886	133,152	142,039
当 期 末 残 高	5,000,000	12,002	577,748	589,751	99,200	1,005,365	1,104,566

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△362,293	6,232,805	176,935	6,409,740
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△88,869		△88,869
利益準備金の積立		—		—
当 期 純 利 益		230,909		230,909
自己株式の取得	△775	△775		△775
自己株式の処分	137,890	95,069		95,069
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△82,832	△82,832
当 期 変 動 額 合 計	137,115	236,333	△82,832	153,500
当 期 末 残 高	△225,178	6,469,138	94,102	6,563,241

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

城南公認会計士共同事務所
東京都渋谷区

公認会計士 山野井 俊 明 ㊞

公認会計士 山 川 貴 生 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トライアイズの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

城南公認会計士共同事務所
東京都渋谷区

公認会計士 山野井 俊 明 ㊞

公認会計士 山 川 貴 生 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライアイズの2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南公認会計士共同事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人城南公認会計士共同事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社トライアイズ監査等委員会

監査等委員 高井章吾 ㊟

監査等委員 西村利行 ㊟

監査等委員 櫻井康史 ㊟

(注) 監査等委員高井章吾、西村利行並びに櫻井康史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、1株当たり配当金として、普通配当を12円とさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額92,928,624円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を次のとおり変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります（下線部分が変更箇所）。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数
1	いけだ ゆきこ 池田 有希子 (1973年5月8日生)	2004年5月 当社入社 2006年12月 当社総務部長 2007年12月 当社執行役員 2009年3月 当社取締役 2013年1月 当社取締役副社長 2013年12月 当社代表取締役副社長 2021年10月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓莉司国際有限公司取締役代表取締役社長	904,500株
2	こいで みき 小出 美紀 (1972年10月9日生)	2001年5月 当社入社 2014年2月 当社経理部長 2017年1月 当社執行役員 2018年5月 当社総務部長 2020年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱トライアイズビジネスサービス代表取締役社長 濱野皮革工藝㈱代表取締役 ㈱クレアリア代表取締役社長	99,300株
3	うわ じま えつ お 上嶋 悦男 (1975年7月4日生)	2017年7月 当社入社 2018年5月 当社経理部長 2020年8月 当社執行役員 (重要な兼職の状況) ㈱トライアイズビジネスサービス取締役	87,100株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 相当株式の数
1	たかいしやうご 高井章吾 (1938年4月17日生)	1968年4月 第一東京弁護士会所属 藤林法律事務所入所 1969年4月 同事務所パートナー 2003年7月 住友金属工業(株)非常勤監査役 2007年7月 社団法人しんきん保証基金理事 2008年11月 東京ブラウス(株)非常勤監査役 2013年2月 (株)ノダ監査役 2015年2月 (株)ノダ社外取締役 2016年3月 当社社外取締役 2018年3月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任) (重要な兼職の状況) 藤林法律事務所パートナー	41,800株
	〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 長年にわたる弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		
2	にしむらとしゆき 西村利行 (1947年11月30日生)	1971年4月 山一證券(株)入社 1998年3月 日本原子力発電(株)入社 2013年2月 濱野皮革工藝(株)社外監査役 2013年2月 (株)クレアリア社外監査役 2013年3月 当社社外監査役 2018年3月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任)	4,200株
	〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 山一証券(株)及び日本原子力発電(株)での幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を、社外取締役として当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	さくら い やす ふみ 櫻井康史 (1979年4月16日生)	2008年12月 弁護士登録 高橋修平法律事務所入所 2015年1月 晴海パートナーズ法律事務所開所 同事務所パートナー 2017年4月 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構理事 2018年3月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任) (重要な兼職の状況) 晴海パートナーズ法律事務所パートナー 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構理事	1,300株
<p>〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕</p> <p>弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 高井章吾氏、西村利行氏及び櫻井康史氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高井章吾氏、西村利行氏及び櫻井康史氏の当社社外取締役（監査等委員）在任期間は、本総会終結の時をもって高井章吾氏が6年、西村利行氏及び櫻井康史氏が4年となります。
4. 当社は、高井章吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、高井章吾氏、西村利行氏及び櫻井康史氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役選任に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年3月25日開催の第25回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された根本修一郎氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 社数
根本修一郎 (1957年3月8日生)	1980年4月 ㈱富士銀行入行 2001年9月 オリジナルキャピタルホールディングス入社 2004年12月 クレセント・パートナーズ設立 同社代表 2012年9月 クレセント・アジア代表(現任) (重要な兼職の状況) クレセント・アジア代表	-
【補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 金融機関や投資会社での豊富なアドバイザー経験から培った高度な経営的見識を有していることから、当社の経営及び業務執行に対して公正かつ客観的な立場からアドバイスをいただけるものと期待し、補欠の社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 根本修一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である山野井俊明（城南公認会計士共同事務所）及び山川貴生（城南公認会計士共同事務所）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに城南監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が城南監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は城南公認会計士共同事務所を母体として設立されたことから適正な監査体制を継続できること、会計監査人に必要な専門性、独立性及び品質管理体制等を有していること、並びに監査報酬額が相当であることなどを総合的に勘案した結果、同監査法人が当社に適した効率的かつ効果的な監査業務を遂行できると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	城南監査法人
事 務 所 所 在 地	東京都渋谷区恵比寿南二丁目1番9号 朝井ビル3階
職 員 数	6名
沿 革	2021年7月設立

（2021年12月現在）

（注）城南監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。

以 上

